

予防接種（個別接種）委託契約書

公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって市民の健康な生活を確保するため、予防接種法第5条第1項の規定に基づき大東市が実施する予防接種に関し、大東市（以下「委託者」という。）と一般社団法人 大東・四條畷医師会（以下「受託者」という。）との間に次の委託契約を締結する。

この場合、受託者は、受託者の会員たる医師（以下「医療機関」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 委託者は、委託者が実施する予防接種業務（三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日本脳炎ワクチン・不活化ポリオ・4種混合・子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌・BCG）を受託者に委託し、実施する。

2 委託者は予防接種業務のうち、医師のなすべき行為について受託者を経由して医療機関に協力を要請するものとする。

3 医療機関は、予防接種の協力要請に応じる旨を承諾した場合は、委託者、受託者の計画、指導に基づき実施するものとする。

第2条 委託者および受託者は、前条に規定する予防接種が適正かつ円滑に実施されるよう予防接種法および関係法令を遵守し実施するものとする。

第3条 委託者は、医療機関が実施した個別接種業務に対し別表により算定した委託料（その月の委託料を翌月15日までに請求するものとする。）を請求があった日より30日以内に医療機関に支払うものとする。

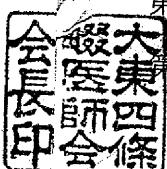
第4条 契約保証金は、免除する。

第5条 委託者は、予防接種に関する業務に従事中に医療機関がこうむった災害について、委託者の条例等の規定に準じ、その損失を補償するものとし、委託者、受託者協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第6条 予防接種業務を実施中に生じた事故については、重大な過失のない限り委託者がその処理にあたるものとし、その事故により医療を必要とするものについては、委託者の責任において適切な措置を講じ、速やかに原因の究明にあたるものとする。

2 委託者は、接種に関して被接種者に損失が生じたときは、救済措置を講ずるものとする。この場合、受託者は委託者に対して誠意をもって協力するものとする。

医療機関に故意または重大な過失のない限り、委託者が医療機関に対して求償することはできない。



3 接種を担当した医療機関が被接種者から損害賠償請求の訴えを提起された場合には、委託者は訴訟参加などによって医療機関に全面的に協力するものとし、医療機関が損害賠償を負担しなければならない場合には、医療機関に故意または重大な過失がない限り、速やかに委託者においてその損失を補填するものとする。

4 事故が、接種を担当した医療機関の責に帰すべからざる事由により生じたにもかかわらず医療機関がその事故に関連して医業上の不利益その他損失をこうむった場合、またはそのおそれある場合には、委託者は、その損失を補償し、または防止する適切な措置を講ずるものとする。

第7条 前条に定める諸措置については、委託者が受託者と協議して設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その原因等の調査を行い、その意見に基づいて処理するものとする。

第8条 受託者は、受託業務に従事するものに対し、基本的人権について正しい認識をもつて当該業務を遂行できるよう人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

第9条 受託者及び医療機関は、業務遂行にあたり大東市個人情報保護条例ならびに別紙個人情報取り扱いに関する特記事項について遵守するものとする。

第10条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、委託者・受託者誠意をもってその都度協議するものとする。

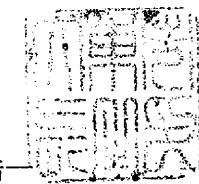
第11条 本契約の有効期間は、平成26年4月1日より平成27年3月31日までとする。

この契約を証するため、この証書2通作成し、委託者、受託者記名捺印し、各自1通を所持する。

平成26年4月1日

委託者

大東市谷川一丁目1番1号



大阪府大東市

代表者 大東市長 東坂 浩一

受託者

大東市北条一丁目1番28号

一般社団法人 大東・四條畷医師

会長 櫻本邦男



別表

個別予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別	単 價	
三種混合	1期	1件 5, 698円
二種混合	1期	1件 5, 950円
	2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	1期・2期	1件 10, 454円
麻しん	1期・2期	1件 7, 051円
風しん	1期・2期	1件 7, 063円
日本脳炎ワクチン	1期	1件 7, 430円
	7歳6カ月以上で1期分 を接種した場合	1件 6, 620円
	2期	1件 6, 620円
不活化ポリオ	1期	1件 9, 806円
4種混合	1期	1件 10, 940円
子宮頸がん予防		1件 16, 070円
ヒブ		1件 8, 391円
小児用肺炎球菌		1件 11, 696円
BCG		1件 7, 160円
上記被接種分		1件 3, 591円

別表

「長期療養疾病用」個別予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別		単 價
三種混合	7歳6か月以上	1件 4, 948円
二種混合	7歳6か月以上 1期	1件 5, 950円
	13歳以上 2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 10, 454円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 9, 644円
	3期・4期	1件 9, 644円
麻しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 051円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 174円
	3期・4期	1件 6, 174円
風しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 063円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 185円
	3期・4期	1件 6, 185円
日本脳炎ワクチン	7歳6か月以上 1期	1件 6, 620円
	13歳以上2期	1件 6, 620円
不活性ポリオ	7歳6か月以上	1件 8, 996円
4種混合	7歳6か月以上 15歳前日まで	1件 10, 130円
子宮頸がん予防	高2相当年齢 以上の女子	1件 16, 070円
ヒブ	5歳以上 7歳6か月前日まで	1件 8, 391円
	7歳6か月以上 10歳前日まで	1件 7, 581円
小児用肺炎球菌	6歳前日まで	1件 11, 696円
BCG	4歳前日まで	1件 7, 160円
上記被非種分		1件 3, 591円

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、大東市（以下「委託者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとする。ただし、委託者に事前の承諾を得ることを条件に第三者に委託（以下「再委託」という。）を行うことができるものとする。

2 受託者は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第8条 受託者は、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第11条 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受託者に報告させ、又は隨時実地に調査することができる。

2 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 受託者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

予防接種（個別接種）委託契約書

公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって市民の健康な生活を確保するため、予防接種法第5条第1項の規定に基づき大東市が実施する予防接種に関し、大東市（以下「委託者」という。）と一般社団法人 門真市医師会（以下「受託者」という。）との間に次の委託契約を締結する。

この場合、受託者は、受託者の会員たる医師（以下「医療機関」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 委託者は、委託者が実施する予防接種業務（三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日本脳炎ワクチン・不活化ポリオ・4種混合・子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌）を受託者に委託し、実施する。

2 委託者は予防接種業務のうち、医師のなすべき行為について受託者を経由して医療機関に協力を要請するものとする。

3 医療機関は、予防接種の協力要請に応じる旨を承諾した場合は、委託者、受託者の計画、指導に基づき実施するものとする。

第2条 委託者および受託者は、前条に規定する予防接種が適正かつ円滑に実施されるよう予防接種法および関係法令を遵守し実施するものとする。

第3条 委託者は、医療機関が実施した個別接種業務に対し別表により算定した委託料（その月の委託料を翌月15日までに請求するものとする。）を請求があった日より30日以内に医療機関に支払うものとする。

第4条 契約保証金は、免除する。

第5条 委託者は、予防接種に関する業務に従事中に医療機関がこうむった災害について、委託者の条例等の規定に準じ、その損失を補償するものとし、委託者、受託者協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第6条 予防接種業務を実施中に生じた事故については、重大な過失のない限り委託者がその処理にあたるものとし、その事故により医療を必要とするものについては、委託者の責任において適切な措置を講じ、速やかに原因の究明にあたるものとする。

2 委託者は、接種に関して被接種者に損失が生じたときは、救済措置を講ずるものとする。この場合、受託者は委託者に対して誠意をもって協力するものとする。

医療機関に故意または重大な過失のない限り、委託者が医療機関に対して求償することはできない。

3 接種を担当した医療機関が被接種者から損害賠償請求の訴えを提起された場合には、委託者は訴訟参加などによって医療機関に全面的に協力するものとし、医療機関が損害賠償を負担しなければならない場合には、医療機関に故意または重大な過失がない限り、速やかに委託者においてその損失を補填するものとする。

4 事故が、接種を担当した医療機関の責に帰すべからざる事由により生じたにもかかわらず医療機関がその事故に関連して医業上の不利益その他損失をこうむった場合、またはそのおそれある場合には、委託者は、その損失を補償し、または防止する適切な措置を講ずるものとする。

第7条 前条に定める諸措置については、委託者が受託者と協議して設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その原因等の調査を行い、その意見に基づいて処理するものとする。

第8条 受託者は、受託業務に従事するものに対し、基本的人権について正しい認識をもつて当該業務を遂行できるよう人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

第9条 受託者及び医療機関は、業務遂行にあたり大東市個人情報保護条例ならびに別紙個人情報取り扱いに関する特記事項について遵守するものとする。

第10条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、委託者・受託者誠意をもってその都度協議するものとする。

第11条 本契約の有効期間は、平成26年4月1日より平成27年3月31日までとする。

この契約を証するため、この証書2通作成し、委託者、受託者記名捺印し、各自1通を所持する。

平成26年4月1日

委託者

大東市谷川一丁目1番1号



大阪府大東市

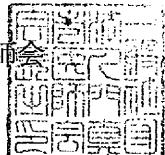
代表者 大東市長 東坂 浩一

受託者

門真市御堂町14番1号

一般社団法人 門真市医師会

会長 寺西 強



別表

北河内 5 市予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別	単 價	
三種混合	1期	1件 5, 698円
二種混合	1期	1件 5, 950円
	2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	1期・2期	1件 10, 454円
麻しん	1期・2期	1件 7, 051円
風しん	1期・2期	1件 7, 063円
日本脳炎ワクチン	1期	1件 7, 430円
	7歳6カ月以上で1期分 を接種した場合	1件 6, 620円
	2期	1件 6, 620円
不活化ポリオ	1期	1件 9, 806円
4種混合	1期	1件 10, 940円
子宮頸がん予防		1件 16, 070円
ヒブ		1件 8, 391円
小児用肺炎球菌		1件 11, 696円

別表

北河内5市予防接種「長期療養疾病用」単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別		単 價
三種混合	7歳6か月以上	1件 4, 948円
二種混合	7歳6か月以上 1期	1件 5, 950円
	13歳以上 2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 10, 454円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 9, 644円
	3期・4期	1件 9, 644円
麻しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 051円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 174円
	3期・4期	1件 6, 174円
風しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 063円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 185円
	3期・4期	1件 6, 185円
日本脳炎ワクチン	7歳6か月以上 1期	1件 6, 620円
	13歳以上2期	1件 6, 620円
不活化ポリオ	7歳6か月以上	1件 8, 996円
4種混合	7歳6か月以上 15歳前日まで	1件 10, 130円
子宮頸がん予防	高2相当年齢 以上の女子	1件 16, 070円
ヒブ	5歳以上 7歳6か月前日まで	1件 8, 391円
	7歳6か月以上 10歳前日まで	1件 7, 581円
小児用肺炎球菌	6歳前日まで	1件 11, 696円

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、大東市（以下「委託者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとする。ただし、委託者に事前の承諾を得ることを条件に第三者に委託（以下「再委託」という。）を行うことができるものとする。

2 受託者は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第8条 受託者は、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならぬ。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第11条 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受託者に報告させ、又は隨時実地に調査することができる。

2 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるとは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 受託者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

予防接種（個別接種）委託契約書

公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって市民の健康な生活を確保するため、予防接種法第5条第1項の規定に基づき大東市が実施する予防接種に関し、大東市（以下「委託者」という。）と一般社団法人 寝屋川市医師会（以下「受託者」という。）との間に次の委託契約を締結する。

この場合、受託者は、受託者の会員たる医師（以下「医療機関」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 委託者は、委託者が実施する予防接種業務（三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日本脳炎ワクチン・不活化ポリオ・4種混合・子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌）を受託者に委託し、実施する。

2 委託者は予防接種業務のうち、医師のなすべき行為について受託者を経由して医療機関に協力を要請するものとする。

3 医療機関は、予防接種の協力要請に応じる旨を承諾した場合は、委託者、受託者の計画、指導に基づき実施するものとする。

第2条 委託者および受託者は、前条に規定する予防接種が適正かつ円滑に実施されるよう予防接種法および関係法令を遵守し実施するものとする。

第3条 委託者は、医療機関が実施した個別接種業務に対し別表により算定した委託料（その月の委託料を翌月15日までに請求するものとする。）を請求があった日より30日以内に医療機関に支払うものとする。

第4条 契約保証金は、免除する。

第5条 委託者は、予防接種に関する業務に従事中に医療機関がこうむった災害について、委託者の条例等の規定に準じ、その損失を補償するものとし、委託者、受託者協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第6条 予防接種業務を実施中に生じた事故については、重大な過失のない限り委託者がその処理にあたるものとし、その事故により医療を必要とするものについては、委託者の責任において適切な措置を講じ、速やかに原因の究明にあたるものとする。

2 委託者は、接種に関して被接種者に損失が生じたときは、救済措置を講ずるものとする。この場合、受託者は委託者に対して誠意をもって協力するものとする。

医療機関に故意または重大な過失のない限り、委託者が医療機関に対して求償することはできない。

3 接種を担当した医療機関が被接種者から損害賠償請求の訴えを提起された場合には、委託者は訴訟参加などによって医療機関に全面的に協力するものとし、医療機関が損害賠償を負担しなければならない場合には、医療機関に故意または重大な過失がない限り、速やかに委託者においてその損失を補填するものとする。

4 事故が、接種を担当した医療機関の責に帰すべからざる事由により生じたにもかかわらず医療機関がその事故に関連して医業上の不利益その他損失をこうむった場合、またはそのおそれある場合には、委託者は、その損失を補償し、または防止する適切な措置を講ずるものとする。

第7条 前条に定める諸措置については、委託者が受託者と協議して設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その原因等の調査を行い、その意見に基づいて処理するものとする。

第8条 受託者は、受託業務に従事するものに対し、基本的人権について正しい認識をもつて当該業務を遂行できるよう人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

第9条 受託者及び医療機関は、業務遂行にあたり大東市個人情報保護条例ならびに別紙個人情報取り扱いに関する特記事項について遵守するものとする。

第10条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、委託者・受託者誠意をもってその都度協議するものとする。

第11条 本契約の有効期間は、平成26年4月1日より平成27年3月31日までとする。

この契約を証するため、この証書2通作成し、委託者、受託者記名捺印し、各自1通を所持する。

平成26年4月1日

委託者 大東市谷川一丁目1番1号

大阪府大東市

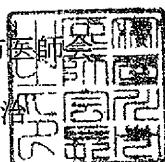
代表者 大東市長 東坂 浩一



受託者 寝屋川市池田西町28番22号

一般社団法人 寝屋川市医師会

会長 早川 貴治



別表

北河内5市予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別	単 價	
三種混合	1期	1件 5, 698円
二種混合	1期	1件 5, 950円
	2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	1期・2期	1件 10, 454円
麻しん	1期・2期	1件 7, 051円
風しん	1期・2期	1件 7, 063円
日本脳炎ワクチン	1期	1件 7, 430円
	7歳6カ月以上で1期分 を接種した場合	1件 6, 620円
	2期	1件 6, 620円
不活化ポリオ	1期	1件 9, 806円
4種混合	1期	1件 10, 940円
子宮頸がん予防		1件 16, 070円
ヒブ		1件 8, 391円
小児用肺炎球菌		1件 11, 696円

別表

北河内5市予防接種「長期療養疾病用」単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別		単 價
三種混合	7歳6か月以上	1件 4, 948円
二種混合	7歳6か月以上 1期	1件 5, 950円
	13歳以上 2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 10, 454円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 9, 644円
	3期・4期	1件 9, 644円
麻しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 051円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 174円
	3期・4期	1件 6, 174円
風しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 063円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 185円
	3期・4期	1件 6, 185円
日本脳炎ワクチン	7歳6か月以上 1期	1件 6, 620円
	13歳以上2期	1件 6, 620円
不活化ポリオ	7歳6か月以上	1件 8, 996円
4種混合	7歳6か月以上 15歳前日まで	1件 10, 130円
子宮頸がん予防	高2相当年齢 以上の女子	1件 16, 070円
ヒブ	5歳以上 7歳6か月前日まで	1件 8, 391円
	7歳6か月以上 10歳前日まで	1件 7, 581円
小児用肺炎球菌	6歳前日まで	1件 11, 696円

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、大東市（以下「委託者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとする。ただし、委託者に事前の承諾を得ることを条件に第三者に委託（以下「再委託」という。）を行うことができるものとする。

2 受託者は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第8条 受託者は、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第11条 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受託者に報告させ、又は隨時実地に調査することができる。

2 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 受託者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

予防接種（個別接種）委託契約書

公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって市民の健康な生活を確保するため、予防接種法第5条第1項の規定に基づき大東市が実施する予防接種に関し、大東市（以下「委託者」という。）と一般社団法人 守口市医師会（以下「受託者」という。）との間に次の委託契約を締結する。

この場合、受託者は、受託者の会員たる医師（以下「医療機関」という。）の代理人として契約を締結するものとする。

第1条 委託者は、委託者が実施する予防接種業務（三種混合・二種混合・麻しん風しん混合・麻しん・風しん・日本脳炎ワクチン・不活化ポリオ・4種混合・子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌）を受託者に委託し、実施する。

2 委託者は予防接種業務のうち、医師のなすべき行為について受託者を経由して医療機関に協力を要請するものとする。

3 医療機関は、予防接種の協力要請に応じる旨を承諾した場合は、委託者、受託者の計画、指導に基づき実施するものとする。

第2条 委託者および受託者は、前条に規定する予防接種が適正かつ円滑に実施されるよう予防接種法および関係法令を遵守し実施するものとする。

第3条 委託者は、医療機関が実施した個別接種業務に対し別表により算定した委託料（その月の委託料を翌月15日までに請求するものとする。）を請求があつた日より30日以内に医療機関に支払うものとする。

第4条 契約保証金は、免除する。

第5条 委託者は、予防接種に関する業務に従事中に医療機関がこうむった災害について、委託者の条例等の規定に準じ、その損失を補償するものとし、委託者、受託者協議のうえ適切な措置を講ずるものとする。

第6条 予防接種業務を実施中に生じた事故については、重大な過失のない限り委託者がその処理にあたるものとし、その事故により医療を必要とするものについては、委託者の責任において適切な措置を講じ、速やかに原因の究明にあたるものとする。

2 委託者は、接種に関して被接種者に損失が生じたときは、救済措置を講ずるものとする。この場合、受託者は委託者に対して誠意をもって協力するものとする。

医療機関に故意または重大な過失のない限り、委託者が医療機関に対して求償することはできない。

- 3 接種を担当した医療機関が被接種者から損害賠償請求の訴えを提起された場合には、委託者は訴訟参加などによって医療機関に全面的に協力するものとし、医療機関が損害賠償を負担しなければならない場合には、医療機関に故意または重大な過失がない限り、速やかに委託者においてその損失を補填するものとする。
- 4 事故が、接種を担当した医療機関の責に帰すべからざる事由により生じたにもかかわらず医療機関がその事故に関連して医業上の不利益その他損失をこうむった場合、またはそのおそれある場合には、委託者は、その損失を補償し、または防止する適切な措置を講ずるものとする。

第7条 前条に定める諸措置については、委託者が受託者と協議して設置する予防接種健康被害調査委員会の審議に付し、その原因等の調査を行い、その意見に基づいて処理するものとする。

第8条 受託者は、受託業務に従事するものに対し、基本的人権について正しい認識をもつて当該業務を遂行できるよう人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

第9条 受託者及び医療機関は、業務遂行にあたり大東市個人情報保護条例ならびに別紙個人情報取り扱いに関する特記事項について遵守するものとする。

第10条 本契約に定めのない事項及び契約事項の解釈上生じた疑義については、委託者・受託者誠意をもってその都度協議するものとする。

第11条 本契約の有効期間は、平成26年4月1日より平成27年3月31日までとする。

この契約を証するため、この証書2通作成し、委託者、受託者記名捺印し、各自1通を所持する。

平成26年4月1日

委託者 大東市谷川一丁目1番1号

大阪府大東市

代表者 大東市長 東坂 浩一

受託者 守口市大宮通一丁目13番7号

一般社団法人 守口市医師会

会長 生野 弘道

別表

北河内 5 市予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別	単 價	
三種混合	1期	1件 5, 698円
二種混合	1期	1件 5, 950円
	2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	1期・2期	1件 10, 454円
麻しん	1期・2期	1件 7, 051円
風しん	1期・2期	1件 7, 063円
日本脳炎ワクチン	1期	1件 7, 430円
	7歳6カ月以上で1期分 を接種した場合	1件 6, 620円
	2期	1件 6, 620円
不活性ポリオ	1期	1件 9, 806円
4種混合	1期	1件 10, 940円
子宮頸がん予防		1件 16, 070円
ヒブ		1件 8, 391円
小児用肺炎球菌		1件 11, 696円

別表

北河内5市予防接種「長期療養疾病用」単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別		単 価
三種混合	7歳6か月以上	1件 4, 948円
二種混合	7歳6か月以上 1期	1件 5, 950円
	13歳以上 2期	1件 5, 950円
麻しん風しん混合	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 10, 454円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 9, 644円
	3期・4期	1件 9, 644円
麻しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 051円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 174円
	3期・4期	1件 6, 174円
風しん	7歳6か月前日迄 1期・2期	1件 7, 063円
	7歳6か月以上 1期・2期	1件 6, 185円
	3期・4期	1件 6, 185円
日本脳炎ワクチン	7歳6か月以上 1期	1件 6, 620円
	13歳以上2期	1件 6, 620円
不活化ポリオ	7歳6か月以上	1件 8, 996円
4種混合	7歳6か月以上 15歳前日まで	1件 10, 130円
子宮頸がん予防	高2相当年齢 以上の女子	1件 16, 070円
ヒブ	5歳以上 7歳6か月前日まで	1件 8, 391円
	7歳6か月以上 10歳前日まで	1件 7, 581円
小児用肺炎球菌	6歳前日まで	1件 11, 696円

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、大東市（以下「委託者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとする。ただし、委託者に事前の承諾を得ることを条件に第三者に委託（以下「再委託」という。）を行うことができるものとする。

2 受託者は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第8条 受託者は、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第11条 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受託者に報告させ、又は隨時実地に調査することができる。

2 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるときは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 受託者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

予防接種業務委託契約書

大東市（以下「委託者」という。）と大阪府医師会予防接種センター（以下「受託者」という。）とは、予防接種法第5条第1項および予防接種法法定外の予防接種業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（趣旨）

第1条 この契約は、予防接種法第5条第1項および予防接種法施行令（昭和23年厚生省令第197号）第4条第1項および予防接種法施行令の一部を改正する政令による予防接種について、委託者が受託者に要請し、委託者が予防接種業務を円滑に適正に実施する。

（委託業務）

第2条 委託者は、本契約書の各条項に基づき、予防接種の実施に関する業務を受託者に委託し、受託者はこれを受託する。

2 前項の予防接種は、個別接種（委託者が受託者に書類による予防接種依頼をし、受託者において実施する予防接種をいう。以下同じ。）とし、その種類、対象の範囲及び実施期間は別表のとおりとする。

（責務）

第3条 委託者と受託者は、予防接種が適正かつ円滑に実施されるよう予防接種法およびその他の関係法令を遵守するものとする。

2 委託者は、予防接種を効率的にするため、受託者と協議の上、予防接種の実施計画を作成するとともに、予防接種の円滑な実施体制を整備するものとする。

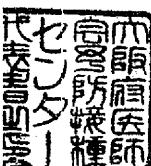
3 受託者は、予防接種の実施に当たって、前項の実施計画に基づき、医学的見地から委託者に協力するものとする。

（委託期間）

第4条 この契約書の委託期間は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 委託者は、第2条の予防接種の実施に対する委託料（以下「委託料」という。）として別表に定める金額に接種件数を乗じた金額を受託者に支払うものとする。



(契約保証金)

第6条 契約保証金は、免除とする。

(支払方法)

第7条 第5条第1項に定める委託料の支払方法については、実施を完了したものについて1月分をとりまとめた上、受託者は委託者に請求するものとする。

2 委託者は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、その請求が適正であると認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(予防接種健康被害調査委員会)

第8条 予防接種によると思われる事故の発生した場合、その都度事故調査及び適正かつ速やかに解決を図るため、大東市予防接種健康被害調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(健康被害の処理等)

第9条 予防接種の実施中に生じた事故については、委託者がその処理に当たるものとし、その事故により医療を必要とする者については、委員会の責任において適切な措置を講じ、速やかに原因の究明に当たるものとする。

2 委託者は、予防接種に関して被接種者に損失が生じたときは、健康被害に対する救済措置を講じるとともに、その損失が受託者の故意又は過失により生じた場合にあっても、委託者において賠償責任を負うものとする。この場合において、受託者に故意又は重大な過失のない限り、委託者は、受託者に対して求償することはできない。

3 受託者が被接種者から損害賠償請求の訴えを提訴された場合には、委託者は、訴訟参加などによって受託者に全面的に協力するものとし、受託者が損害賠償を負担しなければならない場合には、受託者に故意又は重大な過失のない限り、委託者において損失を直ちに補填するものとする。

4 事故が受託者の責めに帰することができない事由により生じたにもかかわらず、受託者がその事故に関連して業務上の不利益その他損失を被った場合、又はその恐れがある場合には、委託者は、損失を補填し、又は防止するため適切な措置を講ずるものとする。

5 前各項の措置については、委員会の医学的見地からの調査報告に基づき、その解決を図るものとする。

(損害補償)

第10条 委託者は、受託者が予防接種の実施に際して災害を被ったときには、その都度、協議して補填を行うものとする。

(人権啓発)

第11条 受託者は、受託業務に従事するものに対し、基本的人権について正しい認識をもって当該業務を遂行できるよう人権研修を実施するなど、人権啓発の推進に努めるものとする。

(守秘義務)

第12条 受託者は、業務遂行にあたり大東市個人情報保護条例ならびに別紙個人情報取り扱いに関する

特記事項について遵守するものとする。

(協議等の決定)

第13条 この契約に定めがない事項について約定する必要が生じたとき又は契約内容の解釈に疑義が生じたときは、委託者・受託者は、直ちに協議して解決するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、委託者・受託者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年4月1日

委託者

大東市谷川一丁目1番1号

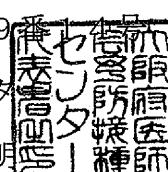


大阪府 大東市

代表者 大東市長 東坂 浩一

受託者

大阪市天王寺区清水谷町19



大阪府医師会予防接種センター

代表者 伯井俊明

別表

別表

大阪府医師会予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別	
三種混合	1件 4,000円
二種混合	1件 4,000円
麻しん風しん混合	1件 12,000円
麻しん	1件 8,000円
風しん	1件 8,000円
日本脳炎	1件 8,000円
B.C.G	1件 5,000円
不活化ポリオ	1件 10,000円
4種混合	1件 13,000円
上記非接種分	1件 3,000円

別表

大阪府医師会「長期療養疾病」予防接種単価表（消費税額及び地方消費税額相当分を含む）

種 別	単 價
三種混合	1件 4,000円
二種混合	1件 4,000円
麻しん風しん混合	1件 12,000円
麻しん	1件 8,000円
風しん	1件 8,000円
日本脳炎	1件 8,000円
B C G	1件 5,000円
不活化ポリオ	1件 10,000円
4種混合	1件 13,000円
上記非接種分	1件 3,000円

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1条 この契約により、大東市（以下「委託者」という。）から事務の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、この契約による事務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

2 受託者は、この契約による事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、大東市個人情報保護条例（平成9年条例第4号）により罰則が適用される場合があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第3条 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、改ざん、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(再委託の禁止)

第5条 受託者は、この契約による個人情報の処理を自ら行うものとする。ただし、委託者に事前の承諾を得ることを条件に第三者に委託（以下「再委託」という。）を行うことができるものとする。

2 受託者は、前項ただし書により再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、委託者に対してすべての責任を負うものとする。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第7条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第8条 受託者は、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理してはならない。ただし、委託者が指定する場所以外の場所で、この契約による個人情報を取り扱う事務を処理する必要がある場合において、あらかじめ当該作業場所における個人情報の安全確保の措置の内容を届け出て、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受託者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときには、速やかに委託者に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(資料等の返還等)

第10条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに委託者に返還し、又は引き渡し、若しくは委託者の指示に従い抹消するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(調査および勧告)

第11条 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて受託者に報告させ、又は隨時実地に調査することができる。

2 委託者は、受託者の契約の履行に係る個人情報の取扱いが不適当と認めるとは、必要な勧告を書面で行うことができる。

(契約の解除及び損害賠償)

第12条 委託者は、受託者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたとき、又は故意又は過失により個人情報を漏えいしたと認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(その他)

第13条 受託者は、第1条から前条までに定めるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

予防接種業務委託契約書の変更契約

平成26年4月1日締結した予防接種業務委託契約について、契約書第1条及び第3条に基づき下記のとおり変更する。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条件を遵守するものとする。なお、成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンについては、自己負担金あるものとする。

1. 変更委託期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

2. 原契約書 第1条及び第3条を下記のとおり追加変更する。

追加 予防接種名	水痘ワクチン	成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン
対象年齢	(1) 1歳から3歳に至るまでの者 (2) 3歳から5歳に至るまでの者 ※ (2)は平成26年度に限り実施する経過措置。	(1) 接種日時点で65歳の者 (2) 接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、身体障害者手帳1級所持者 ※ (1)は平成26年度は「平成26年3月31において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」と、平成27年度から平成30年度は「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
委託料	8,910円	自己負担有 5,976円 自己負担無（生活保護世帯者） 7,976円

この契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月1日

委託者 大東市谷川一丁目1番1号
大東市
代表者 市長 東坂浩



受託者 守口市大宮通一丁目13番7号
一般社団法人 守口市医師会
会長 生野弘道

予防接種業務委託契約書の変更契約

平成26年4月1日締結した予防接種業務委託契約について、契約書第1条及び第3条に基づき下記のとおり変更する。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条件を遵守するものとする。なお、成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンについては、自己負担金あるものとする。

1. 変更委託期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

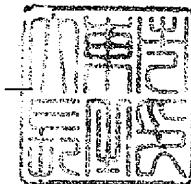
2. 原契約書 第1条及び第3条を下記のとおり追加変更する。

追加 予防接種名	水痘ワクチン	成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン
対象年齢	(1) 1歳から3歳に至るまでの者 (2) 3歳から5歳に至るまでの者 ※ (2)は平成26年度に限り実施する経過措置。	(1) 接種日時点で65歳の者 (2) 接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、身体障害者手帳1級所持者 ※ (1)は平成26年度は「平成26年3月31において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」と、平成27年度から平成30年度は「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
委託料	8,910円	自己負担有 5,976円 自己負担無（生活保護世帯者） 7,976円

この契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月1日

委託者 大東市谷川一丁目1番1号
大東市
代表者 市長 東坂 浩



受託者 大東市北条1丁目1番28号
一般社団法人 大東・四條畷医師会
会長 櫻本邦男



予防接種業務委託契約書の変更契約

平成26年4月1日締結した予防接種業務委託契約について、契約書第1条及び第3条に基づき下記のとおり変更する。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条件を遵守するものとする。なお、成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンについては、自己負担金あるものとする。

1. 変更委託期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

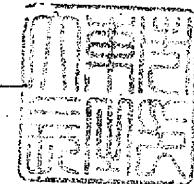
2. 原契約書 第1条及び第3条を下記のとおり追加変更する。

追加 予防接種名	水痘ワクチン	成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン
対象年齢	(1) 1歳から3歳に至るまでの者 (2) 3歳から5歳に至るまでの者 ※ (2)は平成26年度に限り実施する経過措置。	(1) 接種日時点で65歳の者 (2) 接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、身体障害者手帳1級所持者 ※ (1)は平成26年度は「平成26年3月31において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」と、平成27年度から平成30年度は「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
委託料	8,910円	自己負担有 5,976円 自己負担無（生活保護世帯者） 7,976円

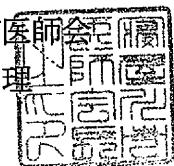
この契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月1日

委託者 大東市谷川一丁目1番1号
大東市
代表者 市長 東坂 浩



受託者 寝屋川市池田西町28番22号
一般社団法人 寝屋川市医師会
会長 茅田 理



予防接種業務委託契約書の変更契約

平成26年4月1日締結した予防接種業務委託契約について、契約書第1条及び第3条に基づき下記のとおり変更する。ただし、変更契約についても当初の契約書に記載された条件を遵守するものとする。なお、成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチンについては、自己負担金あるものとする。

1. 変更委託期間 平成26年10月1日から平成27年3月31日まで

2. 原契約書 第1条及び第3条を下記のとおり追加変更する。

追加 予防接種名	水痘ワクチン	成人用（高齢者）肺炎球菌ワクチン
対象年齢	(1) 1歳から3歳に至るまでの者 (2) 3歳から5歳に至るまでの者 ※ (2)は平成26年度に限り実施する経過措置。	(1) 接種日時点で65歳の者 (2) 接種日時点で60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する、身体障害者手帳1級所持者 ※ (1)は平成26年度は「平成26年3月31において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」と、平成27年度から平成30年度は「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。
委託料	8,910円	自己負担有 5,976円 自己負担無（生活保護世帯者） 7,976円

この契約の証として、本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年10月1日

委託者 大東市谷川一丁目1番1号

大東市

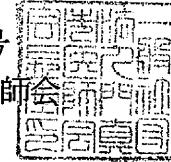
代表者 市長 東坂浩一



受託者 門真市御堂町14番1号

一般社団法人 門真市医師会

会長 寺西強



H26年度 大東・四條畷予防接種委託料積算

① 大東・四條畷独自の単価設定(据え置き) ※根拠資料が残っていないため内訳は不明です。

	委託料
三種混合	5,698
二種混合	5,950
ジフテリア・破傷風2期	5,950
麻しん	7,051
風しん	7,063

②5市統一の単価設定

※(初診料からワクチン代の合計) × 0.08 = 消費税 1円未満切捨て

	初診料	乳幼児加算	技術料	ワクチン代	消費税	委託料
4種混合	2700	750	180	6,500	810	10,940
麻しん風しん混合1・2期	2700	750	180	6,050	774	10,454
日本脳炎1期	2700	750	180	3,250	550	7,430
日本脳炎2期及び特例分	2700		180	3,250	490	6,620
不活化ポリオ	2700	750	180	5,450	726	9,806
子宮頸がん予防ワクチン	2700		180	12,000	1190	16,070
小児用肺炎球菌ワクチン	2700	750	180	7,200	866	11,696
ヒブワクチン	2700	750	180	4,140	621	8,391
高齢者インフルエンザ	2700		180	1,000	310	4,190

長期療養疾病

① 大東・四條畷独自の単価設定(据え置き) ※根拠資料が残っていないため内訳は不明です。

	委託料
三種混合	4,948
二種混合	5,950
麻しん1・2期(7歳6か月前日迄)	7,051
麻しん1・2期(7歳6か月以上)	6,174
麻しん3・4期	6,174
風しん1・2期(7歳6か月前日迄)	7,063
風しん1・2期(7歳6か月以上)	6,185
風しん3・4期	6,185

②5市統一の単価設定

	初診料	乳幼児加算	技術料	ワクチン代	消費税	委託料
MR1・2期(7歳6か月前日迄)	2700	750	180	6,050	774	10,454
MR1・2期(7歳6か月以上)	2700		180	6,050	714	9,644
MR3・4期	2700		180	6,050	714	9,644
4種混合	2700		180	6,500	750	10,130
日本脳炎1期	2700		180	3,250	490	6,620
日本脳炎2期及び特例分	2700		180	3,250	490	6,620
不活化ポリオ	2700		180	5,450	666	8,996
子宮頸がん予防ワクチン	2700		180	12,000	1190	16,070
小児用肺炎球菌ワクチン(6歳前日)	2700	750	180	7,200	866	11,696
ヒブワクチン(7歳6か月前日迄)	2700	750	180	4,140	621	8,391
ヒブワクチン(7歳6か月以上)	2700		180	4,140	561	7,581

～長期療養疾病に関する予防接種について～ (平成25年3月8日付けで通知しております)

長期にわたり、療養を必要とする疾病(白血病等)にかかったこと等により、定期の予防接種の機会を逸した者に接種機会を確保するために平成25年1月に厚生労働省から通知があり、開始しています。

申し出があった場合は、市の予防接種担当課が対応しますので、市民の方には、市に連絡するようお話し下さい。

市の担当者から、接種対象者に該当するかを主治医の意見書などにより確認し、その後「定期の予防接種接種券」を発行します。接種券を持参した者に対する接種は法定接種になります。

BCGワクチン接種単価設定

※平成24年3月改定の診療報酬点数で積算。ワクチン代はメーカー希望小売価格で設定。

対象者	初診料	乳幼児加算	注射手技料	ワクチン代	消費税	(円)
						合計
	2,700	750	180	3,000	530	7,160

※ (初診料からワクチン代の合計) × 0.08 = 消費

(参考)日本脳炎ワクチン接種単価設定

対象者	初診料	乳幼児加算	注射手技料	ワクチン代	消費税	(円)
						合計
2期の年齢で1期を接種する場合	2,700		180	3,250	490	6,620
上記以外の定期接種	2,700	750	180	3,250	550	7,430

※ (初診料からワクチン代の合計) × 0.08 = 消費

水痘ワクチン接種単価設定

対象者	初診料	乳幼児加算	注射手技料	ワクチン代	消費税	(円) 合計
1歳から3歳に至るまで ※経過措置(平成26年度のみ) 3歳から5歳に至るまで	2,820	750	180	4,500	660	8,910
長期療養(7歳6か月に至るまで)	2,820	750	180	4,500	660	8,910
長期療養(7歳6か月以上)	2,820		180	4,500	600	8,100

高齢者肺炎球菌ワクチン接種単価設定

対象者	初診料	乳幼児加算	注射手技料	ワクチン代	消費税	(円) 合計
	2,820		180	4,386	590	7,976

※両ワクチン共通 (初診料からワクチン代の合計) × 0.08 = 消費税

(参考)日本脳炎ワクチン接種単価設定

対象者	初診料	乳幼児加算	注射手技料	ワクチン代	消費税	(円) 合計
2期の年齢で1期を接種する場合	2,700		180	3,250	490	6,620
上記以外の定期接種	2,700	750	180	3,250	550	7,430

※ (初診料からワクチン代の合計) × 0.08 = 消費税

H26年度 定期予防接種 接種者数

	3種混合	2種混合	日本脳炎	麻しん風 しん混合	不活化ポ リオ	4種混合	ヒブ	小児用肺 炎球菌	子宮頸が ん予防	水痘	BCG	合計
接種人数	252	665	3,576	1,866	619	3,790	3,790	3,812	23	1,597	960	20,950

※ ワクチンについては一人用の個装になっているため、接種人数とワクチン数は同数となります。